

平成 2 9 年度事業

体の健診 (健康診査)

- 【実施機関】 平成 2 9 年 5 月 1 日 ~ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日
- 【自己負担金】 5 0 0 円
- 【検査項目】 問診、身体・血圧測定、血中脂質・肝機能・腎機能・血糖・尿・貧血検査
など
- 【受診方法】 前日までに健診実施医療機関に電話で予約し、当日、保険証と自己負担金
持参

歯と口の健診 (歯科口腔健康診査)

- 【実施機関】 平成 2 9 年 5 月 1 日 ~ 平成 3 0 年 3 月 3 1 日
- 【自己負担金】 4 0 0 円
- 【検査項目】 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の異常、飲みこむ機能の評
価など
- 【受診方法】 前日までに歯科健診実施機関に電話で予約し、当日、保険証と自己負担金
持参

* 体・歯と口の健診ともに、実施機関については 4 月の広報れいほく等でご確認いた
だくか福祉保健課へお尋ねください。

75歳以上(全員)と65~74歳で一定の障がいがある方(任意)が対象の

後期高齢者医療

保険料などをお知らせします。また、病気の早期発見・早期治療、疾病予防のため、体と歯の健診を一年に1回は受けましょう

29年度の保険料率 (28年度と同率)

保険料年額 (限度額57万円)	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 47,900円	+	所得割額 [総所得金額等-33万円] × (基礎控除) 所得割率 9.26%
---------------------------	---	--	---	---

特別徴収	普通徴収
○年金からの差し引きにより納めていただきます ○年6回(4月~翌2月までの偶数月)	○納付書(納税組合)・口座振替により納めていただきます ○年9回(7月~翌3月までの毎月)

保険料軽減が一部見直されました

○均等割額の軽減 [5割・2割軽減対象者の拡大]

軽減割合	対象者	見直しの有無
9割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した所得が0円となる場合	据え置き
8.5割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	据え置き
5割	「基礎控除額(33万円)」+「27万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	拡大(H28=26.5万円)
2割	「基礎控除額(33万円)」+「49万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	拡大(H28=48万円)

※均等割・世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等により均等割額が軽減されます。

○所得割額の軽減 [5割を2割へ見直し]

「基礎控除額(33万円)+58万円」を超えない方の保険料所得割額



※所得割・被保険者の総所得金額等により所得割額が軽減されます。

○被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

[均等割額 9割を7割へ見直し]
(※対象者…資格取得日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方)



(※所得割額はかかりません)



からだの健診

自己負担は
500円

実施期間 5月1日~平成30年3月31日
自己負担 500円(県下800円のところを町が一部補助)
検査項目 問診、身体測定、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、腎機能検査、尿検査など
受診方法 前日までに下記の健診機関に電話で予約し、当日は保険証と自己負担金を持参してください。

- [天草慈恵病院 37-1111]
- [猪口医院 37-0001]
- [苓北医師会病院 35-1133]
- [苓北クリニック 35-1119]



歯と口の健診

自己負担は
400円

実施期間 5月1日~平成30年3月31日
自己負担 400円
検査項目 問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、飲み込む機能の評価など
受診方法 前日までに下記の歯科健診機関に電話で予約し、当日は保険証と自己負担金を持参してください。

[苓北町]

医院名	☎
青砥歯科医院	35-0117
あらしき歯科医院	35-2460

[天草市]

青木歯科医院	24-5222
ファミリー歯科	22-2300
生田歯科医院	77-0039
伊東歯科医院	23-1551
内崎歯科医院	76-1553
小田歯科医院	23-7733
久々山歯科医院	24-1188
アップル歯科	27-0118
沢村歯科医院	64-3235
槌本歯科医院	23-5582
中嶋歯科医院	24-3231
中村歯科医院	23-5252
せどデンタルオフィス	66-9096
新田歯科医院	23-4182
布井歯科医院	22-3300
つばさ歯科クリニック	66-9889
浜崎歯科医院	54-0401
深川歯科医院	72-2855
藤本歯科医院	64-3333
松田歯科医院	22-2432
みなみ歯科医院	22-5511
松山歯科医院	23-3538
蓑田歯科医院	24-1010
広瀬みのだ歯科	24-2060
森口歯科医院	42-0821
山本歯科医院	33-0336
御所浦歯科診療所	67-3697
スマイル歯科矯正歯科クリニック	24-4534

[上天草市] *は、市外局番(0964)

嶽本歯科医院	56-2648
松原歯科医院	56-1212
道脇歯科医院	62-1610
蓑下歯科医院	58-2135
上天草総合病院	62-1122
いさみ歯科医院	56-1377*
としなが歯科医院	56-3113*

高額療養費が一部見直されました

○平成29年8月から医療費の自己負担限度額(月毎)が変更されます

[現行]

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% *1
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

[変更後]

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% *1
一般	14,000円*2	57,600円*1
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

(*1)過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

(*2)年間上限144,000円

医療機関受診時のお願い

休日や夜間に受診される方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。

- 平日の昼間の診療時間内に受診しておきましょう
- かかりつけの医師を持ちましょう
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用しましょう
- お薬手帳を活用しましょう